

「白岡市第6期障害者基本計画及び第7期障害福祉計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>P1「第1章 計画の基本的な考え方・計画の策定に当たって」に、障害者基本計画は障害者基本法に基づく計画であること、障害者権利条約、障害者差別解消法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法などを踏まえ策定するものであることを明記、また、障害福祉計画は障害者総合支援法に基づく計画であることを明記すべきだと思います。「計画の策定に当たって」の冒頭に記述することを希望します。</p>	<p>P1 13行目～17行目を以下のように修正します。                      近年の国の動向としては、平成26年に障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約である「障害者の権利に関する条約」を批准したほか、平成28年には障害者差別解消法が施行されました。その後も、障害者総合支援法や児童福祉法、発達障害者支援法など関係法の改正が行われるなど、障がい者施策に関する様々な整備が進んできました。さらに、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、令和4年に、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、令和5年度には、国の障がい者施策の最も基本的な計画である「第5次障害者基本計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度）が策定されて、その推進が図られています。</p>
2	<p>P2「近年の関連法等の制定の表」に、「平成10年12月 障害者権利条約の批准」の明記を希望します。</p>	<p>P2「近年の関連法等の制定」の表題を近年としていることから追記せず、本計画では記載のとおりとします。                      障害者権利条約の批准については、「1 計画の策定に当たって」に記載いたします。</p>
3	<p>P29 令和6年4月に障害者差別解消法が施行され事業者に合理的配慮の提供が義務付けられることから、障害者差別解消法改正の理解と合理的配慮の提供の推進支援を進める必要があります。そのため、P29の「第2章 現状と課題 4施策の実施状況と課題 ①障がいの理解促進と権利擁護」の「今後の検討課題」に「障害者差別解消法改正の施行と事業者による合理的配</p>	<p>御意見を踏まえ、「障害者差別解消法の施行と事業者による合理的配慮の提供が義務化されることから、障害者差別解消法に対する理解及び合理的配慮の提供の普及啓発を促進し、また、事業者が適切に対応できるよう支援する必要があります。」と追記します。</p>

	慮の提供が義務化となることから障害者差別解消法改正の理解と合理的配慮の提供の推進と支援を進める必要があること。」と、追記することを希望します。	
4	P35「第3章 障害者基本計画―施策の展開<基本目標 I>に、「さらに障害者差別解消のために合理的配慮の提供を推進します。」と追記することを希望します。	P35 <基本目標 I> 4行目 ～共生社会に対する啓発活動を進めます。の文言の中に、合理的配慮の提供が含まれるものと考えます。よって、本計画では記載のとおりとします。
5	P37「施策の体系 基本目標 I (3) 権利擁護の取組の充実」に、「③合理的配慮の提供の推進」と追記することを希望します。	「合理的配慮の提供の推進」の文言については、P42の「①権利擁護の推進」の施策内容に追載いたします。
6	P42「No.10 人権擁護の取り組み」に、「〇市職員はじめ市民や事業者に対して・・・合理的配慮の提供と推進と支援、普及啓発に努めます。」と語句の挿入を希望します。	御意見を踏まえ修正します。 P42 No.10 10行目 ～合理的配慮の提供の推進と支援、普及啓発に努めます。
7	市福祉課が主催している「精神障害者生活セミナー」の記載が障害者基本計画に見当たりません。精神障害のある人が気楽に集うことのできる場として、定期的に毎月1回はびすしらおかで開催されていますので、確認の上、計画に記載してください。	P47 No.4 ピアカウンセリングに、障がい当事者やその家族等による相談（ピアカウンセリング）や集いの場として「精神障がい者生活セミナー」を実施します。と追記します。
8	インクルーシブ教育について、障害者権利条約に基づく理解促進のために、計画書の「用語説明」には文部科学省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築 2.『インクルーシブ教育システム』の定義」を引用し説明記述することを希望します。 *上記の『インクルーシブ教育システム』の定義については、別添資料を参照してください。	御意見を踏まえた内容といたします。
9	P46「①相談支援体制等の充実」のところ 高次脳機能障害の方への相談支援体制の充実・強化について、	第1章 計画の基本的考え方、3 計画の対象者の範囲において、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神

	計画に記して下さい。また、同じ器質性精神障害である若年性認知症の方への支援についても、計画に明記して下さい。	障害者（発達障害を含み知的障害者を除く。高次脳機能障害も対象となる。）と明記していることから、高次脳機能障害の方も含め相談支援体制の充実・強化を図っていくものと考えております。また、器質性精神障害についても精神障害の1つであることから、本計画の対象となっていると考えます。
1 0	<b>P50</b> 「(2) 日中活動の場の確保」のところ 高次脳機能障害への支援について、どのように実施していくのか具体的な施策を計画に記して下さい。	第1章 計画の基本的考え方、3 計画の対象者の範囲において、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者（発達障害を含み知的障害者を除く。高次脳機能障害も対象となる。）と明記していることから、高次脳機能障害の方も含め日中活動の場の確保に取り組んでまいります。
1 1	<b>P56</b> 「(1) 就労支援体制の充実のところ 若年性認知症や高次脳機能障害の方を念頭に置いて「中途障害者の就労体制の充実」といった施策を記して下さい。	第1章 計画の基本的考え方、3 計画の対象者の範囲において、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者（発達障害を含み知的障害者を除く。高次脳機能障害も対象となる。）と明記していることから、高次脳機能障害の方も含め就労支援体制の充実を図ってまいります。
1 2	「基本目標V 健やかな育成を支援するまちにしよう」のところなど 子どもの高次脳機能障害への支援について、例えば「発達障害児支援の中で実施する」など、無理のない形で白岡市としての施策を記して下さい。	埼葛北地区（白岡市、蓮田市、幸手市、宮代町及び杉戸町）においては、高次脳機能障害を抱えている方を相談支援事業所や関係する支援機関とともに、対象者の状況に応じた支援を適宜実施しております。発達障害や高次脳機能障害、医療的ケアを必要とする方などの支援については、制度の推進が必要な分野として認識しており、今後の課題として取り組んでまいります。
1 3	<b>P54</b> 「(4) コミュニケーションの支援」のところ 失語症者向け意思疎通支援事業、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業について、何らかの形で白岡市の施策を記して下さい。	御意見を踏まえ、以下（下線部）のように文言を追加します。 <b>P54 No.27 9行目</b> 「○失語症などを含め、 <u>意思疎通</u> を図ることに支障がある障がい者の相談に応じ、必要な意思疎通手段の調整・充実に努めます。」

1 4	<p><b>P82</b> 「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところ</p> <p>「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という記載のいずれかのところで「精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステム」と記して下さい。</p>	<p>第1章 計画の基本的考え方、3 計画の対象者の範囲において、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者（発達障害を含み知的障害者を除く。高次脳機能障害も対象となる。）と明記していることから、本計画では記載のとおりとします。</p>
1 5	<p><b>P96</b> 「生活介護」 <b>P97</b> 「短期入所」 <b>P103</b> 「共同生活援助（グループホーム）」のところ</p> <p>国の基本指針に示されているように、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者数の見込みも記して下さい。</p>	<p>国の基本指針に基づき、今後、強度行動障害や高次脳機能障害等を有する方の把握に努め、支援の充実に努めてまいります。</p>
1 6	<p>アンケートでも先生の理解や配慮が足りないとの回答が多くあるようだが、実際にそのような相談を受ける事がある。白岡市は以前、教師による暴力が問題になったこともあるのだから、もっと障害に理解ある教師を特別支援学級の担任にすべきである。特別支援学級に適した人材でなければ、不登校や引きこもりといった二次障害や精神障害を起しかねない。住み慣れた地域で安心して生活ができるように特別支援学級の担任は勿論のこと、全ての教師が理解ある学校環境となるよう求めます。</p>	<p>特別支援教育については、教職課程において必修化されている内容を着実に実施するとともに、教職員の障がいに対する理解や特別支援教育に係る専門性を深めるため、研修等の実施を進めてまいります。</p> <p>また、必要に応じ、外部の専門家等とも連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用も図ってまいります。</p>
1 7	<p>現在の日本の教育システムの中では、真のインクルーシブ教育システムの構築は無理だと思う。このような事を表記するにあたり、専門家の意見は聞いたのであろうか。</p>	<p>本計画の策定に当たっては、教育関係者を策定懇話会委員として委嘱しており、御意見を伺っております。</p>